

第98期 定時株主総会招集ご通知

日時
2017年6月16日(金曜日) 午前10時

場所
京都市中京区壬生花井町3番地 当本社 講堂
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

株主のみなさまへ	1
第98期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
添付書類	
事業報告	28
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

株主のみなさまへ



株主のみなさまには平素より格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

当社グループは、2015年4月1日から運用を開始した第5次中期経営計画において、中期ビジョンに掲げる「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを目指しています。

当期は、前期の蒸着紙分野に続き、自動車の内装部品や医療機器分野での企業買収により、事業領域の拡大に大きな進展があり、事業ポートフォリオの組み換えによる成長は一段と進捗しました。今後も第5次中期経営計画の完遂を目指し、全社一丸となって邁進します。

また、このように当社の事業は従来の印刷の領域を超えて大きく進化・拡大していることから、このたび本総会で株主のみなさまにご承認いただくことを前提に、社名を日本写真印刷株式会社からNISSHA株式会社へ変更することとしました。

「NISSHA」は長年にわたり、お客さまをはじめ、株主、サプライヤー、地域社会のみなさまに親しまれてきた当社の企業ブランドであり、今日ではグローバルに広く認知されています。今回の社名変更を契機として、NISSHA株式会社は更なる飛躍を目指します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申し上げます。

2017年5月

代表取締役社長 兼 最高経営責任者

鈴木順也

(注) 本招集ご通知には、ご参考としてグラフ、写真等を掲載しております。

企業理念体系

当社は、私たちの使命や考え方の基盤、行動の原則を示す普遍的なものとして、企業理念を頂点に据えた「企業理念体系」を定め、大切にしています。

企業理念

印刷を基盤に培った固有技術を核とする事業活動を通して、広く社会との相互信頼に基づいた《共生》を目指す。

ブランドステートメント

Empowering Your Vision

“Empowering Your Vision”は、私たちとお客さま、株主、社員、サプライヤー、地域社会などのステークホルダーが、それぞれに抱いているビジョンの実現に向けて、双方向に影響しあう共生の関係をあらわしています。私たちは、技術と情熱、リーダーシップを原動力に、能力を最大限に発揮し、同時にまたステークホルダーから活力を得て、ともに価値ある未来を創出していきます。



私たちの価値観

Growth Based on Customer Satisfaction ／ 私たちは、常に新しいお客さま価値を創造し、成長の原動力とします。

Commitment to Results ／ 私たちは、チャレンジングな目標を持ち、成果を出します。

Magnify Leadership ／ 私たちは、組織や立場の違いを超えて、困難を突破するリーダーシップを発揮します。

Diverse Capabilities ／ 私たちは、組織の能力を高め、成長の原動力となるような多様性を尊重します。

Sustainability Through Integrity ／ 私たちは、グローバル社会の一員として、個人の尊厳を大切にし、公正な事業活動を行います。

株 主 各 位

京 都 市 中 京 区 壬 生 花 井 町 3 番 地

日本写真印刷株式会社

代表取締役社長 鈴 木 順 也

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(7頁から22頁)をご検討のうえ、2017年6月15日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月16日(金曜日)午前10時

2. 場 所 京都市中京区壬生花井町3番地 当本社 講堂
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第98期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第98期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.it-soukai.com/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」(5頁から6頁)をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissha.com/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissha.com/>)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主のみなさまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。以下をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主総会へのご出席

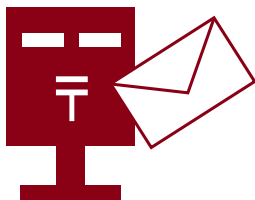
NIESHA



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2017年6月16日(金曜日) 午前10時

2. 郵送



各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2017年6月15日(木曜日)午後6時到着分まで有効

3. インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト
<http://www.it-soukai.com/>にてご行使ください。
行使方法については右記をご参照ください。

行使期限 2017年6月15日(木曜日)午後6時受付分まで有効

インターネットによる 議決権行使の手順

書面による議決権行使に代えて、当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使できます。同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

1. 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

<http://www.it-soukai.com/>

2. 議決権行使書用紙に印字されている「議決権行使コード」をご入力ください。

3. 議決権行使画面の案内に従って、ご入力ください。

議決権行使画面(例) *** 議案別賛否投票 ***

●議案に対する賛否を入力するうえ、【登録】ボタンをクリックしてください。

●選任議案において、一部の候補者について異なる意思を表示される場合は、まず議案に対する賛・否を入力し、次に【除外する候補者】ボタンをクリックのうえ、該当する候補者をご指定ください。

会社提案	議案に対する賛否
第1号議案 剰余金の処分の件	☐ 賛 ☐ 否
第2号議案 定款一部変更の件	☐ 賛 ☐ 否
第3号議案 取締役8名選任の件	☐ 賛 ☐ 否

② ①

① 賛否を選択してください。

② 選択後、登録ボタンをクリックします。

4. 受付完了画面が表示されると受付完了となります。

- 複数回インターネットで議決権を行使された場合は最後に行われたものを有効といたします。
- パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は本総会のみ有効です。次の総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

ご注意

- パスワードは行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

1. インターネットによる議決権行使のパソコン操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル
0120-768-524(平日 午前9時～午後9時)

2. 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル
0120-288-324(平日 午前9時～午後5時)

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益配分につきましては、安定配当の継続を基本方針に、当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性などを総合的に勘案して配分することとしております。

また、内部留保金につきましては、現時点では中・長期的観点から企業価値拡大を図るための成長分野へのM&A・設備投資・研究開発を中心に有効活用することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針、現在の経営環境および今後の事業展開等を勘案したうえで、次のとおり1株につき15円といたしたいと存じます。これにより中間配当金1株につき15円を含めました当期の年間配当金は、1株につき30円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円

配当総額 700,698,765円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は1929年に高級美術印刷を志向し、京都で創業しました。1960年代以降は、印刷技術を進化させながら新製品開発に取り組み、転写箔や電子部品など製品群の拡充を図る一方、1990年代後半頃からグローバル市場への進出により、高い成長を実現してきました。現在は、これらに加え、印刷関連資材や自動車内装部品、医療機器など、グローバルベースで成長が見込まれる分野への事業展開を進めております。

このように当社の事業は従来の印刷の領域を超えて大きく進化・拡大していることから、このたび現行定款第1条(商号)を変更し、日本写真印刷株式会社の商号をNISSHA株式会社に変更するものであります。

なお、商号変更の効力発生日は2017年10月6日といたします。

- (2) 2015年度よりスタートした第5次中期経営計画の進捗に伴い、当社グループの事業活動の多角化および今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即した目的事項に整理するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。
- (3) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の情報を適時・適切に開示することにより経営の透明性および質の向上を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第13条(招集)、第14条(定時株主総会の基準日)、第38条(事業年度)、第39条(剰余金の配当の基準日)に、所要の変更を行うものであります。

また、この変更に伴い、第99期事業年度は2017年4月1日から2017年12月31日までの9カ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、現在、決算期が12月31日以外の連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定であります。

- (4) 取締役名誉会長の役位については、当社の中興の祖である故鈴木正三氏の功績に鑑み、永久に同氏にのみ帰属させ今後使用しないため、現行定款第23条(代表取締役および役付取締役)に所要の変更を行うものであります。
- (5) 2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、これらの取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条(社外取締役の責任免除)および第37条(社外監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

- (6) 機動的な配当政策および資本政策を行うため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を変更案第39条(剰余金の配当等の決定機関)として新設するとともに、現行定款の第39条(剰余金の配当の基準日)を一部変更、第40条(中間配当)を削除のうえ、変更案第40条(剰余金の配当の基準日)とするものであります。

なお、本改定は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
(7) その他、上記の各変更に伴う条数および条項の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社は、 <u>日本写真印刷株式会社</u> と称し、英文では、 <u>NISSHA PRINTING CO., LTD.</u> と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>NISSHA株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Nissha Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1)	1)
↳ (記載省略)	↳ (現行どおり)
9)	9)
(新設)	10) <u>医療機器、医療用消耗品、分析機器、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品</u> の開発、製造、販売
10) 紙加工品、美術工芸品、金属製品、木製品、化学製品、化粧品、食料品、日用雑貨品、繊維加工品の製造、販売	11) 紙加工品、美術工芸品、金属製品、木製品、化学製品、食料品、日用雑貨品、繊維加工品の製造、販売
11) (記載省略)	12) (現行どおり)
(新設)	13) <u>前各号に掲げる物品などの輸出入</u>
12) 1)	14) (現行どおり)
↳ (記載省略)	17)
15)	18) 催事等の企画、運営、展示、内装、電気装飾および建築、 <u>造園</u> 、その他建設工事の設計、施工、請負、 <u>監理</u>
16) 催事等の企画、運営、展示、内装、電気装飾および建築、その他建設工事の設計、施工	19) (現行どおり)
17) (記載省略)	

現 行 定 款	変 更 案
18) 古物の売買	20) 産業廃棄物の分別、収集、運搬、処理および 有価物の販売ならびに清掃業務、発電およ び電気の供給、販売、古物の売買、警備業、駐 車場の経営 (削除)
19) 倉庫業、梱包業、通関業、自動車運送取扱事 業、自動車整備業および自動車燃料販売業	(削除)
20) 駐車場の経営	(削除)
21) 一般労働者派遣事業、有料職業紹介業	(削除)
22) 総合リース業ならびに不動産の賃貸および 管理に関する業務	(削除)
23) 造園、緑化工事の企画、設計、施工	(削除)
24) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基 づく保険の代理業ならびに生命保険の代理 に関する業務	(削除)
25) 給与、社会保険料等の計算、雇用管理、労務 等に関する事務の請負	(削除)
26) 金銭の貸付、債権の売買、債務の保証等の金 融業および会計、経理に関する事務の請負	(削除)
27) 清掃業務、産業廃棄物・一般廃棄物の処理お よび再生ならびにその再生品の販売	(削除)
28) (記載省略)	21) (現行どおり)
第 3 条 (記載省略)	第 3 条 (現行どおり)
第 5 条	第 5 条
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (記載省略)	第 6 条 (現行どおり)
第12条	第12条

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 第15条 ↳ (記載省略) 第19条 第 4 章 取締役および取締役会 第20条 ↳ (記載省略) 第22条 (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役<u>名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 第24条 ↳ (記載省略) 第28条	第 3 章 株主総会 (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 第15条 ↳ (現行どおり) 第19条 第 4 章 取締役および取締役会 第20条 ↳ (現行どおり) 第22条 (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役<u>会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。 第24条 ↳ (現行どおり) 第28条

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 第30条 (記載省略) 第36条 (社外監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 6 章 計算 (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から<u>翌年3月31日</u>までの1年とする。 (新設)	(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 第30条 (現行どおり) 第36条 (監査役の責任免除) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 6 章 計算 (事業年度) 第38条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当の基準日) 第<u>39</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。 (新設) (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第<u>40</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12</u>月<u>31</u>日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6</u>月<u>30</u>日とする。 3. 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第<u>40</u>条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日を基準日として中間配当を<u>することができる。</u>	(削除)
第41条 (記載省略) (新設)	第41条 (現行どおり) (附則) 第 1 条 第1条(商号)の変更は、<u>2017年10月6日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、第1条の効力の発生をもって削除する。</u> 第 2 条 第38条(事業年度)の規定にかかわらず、<u>第99期事業年度は、2017年4月1日から2017年12月31日までとする。</u> 第 3 条 第40条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定にかかわらず、<u>第99期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2017年9月30日とする。</u> 第 4 条 前2条および本条は、<u>第99期事業年度の終了をもって削除する。</u>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、取締役の選任基準に基づき、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（26頁）の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性に関する基準」（23頁）に準拠しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任期間	取締役会への 出席状況
1	鈴木 順也 再任	代表取締役社長 最高経営責任者	18年	94.1% (16/17回)
2	橋本 孝夫 再任	取締役専務執行役員 最高技術責任者 新製品開発室長 薬事統括室長	12年	100% (17/17回)
3	西原 勇人 再任	取締役専務執行役員 最高財務責任者 人事・総務・法務担当	5年	100% (17/17回)
4	辻 良治 再任	取締役 社長特命事項担当 東京支社長	30年	100% (17/17回)
5	久保田 民雄 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	10年	100% (17/17回)
6	小島 健司 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	9年	100% (17/17回)
7	野原 佐和子 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	3年	94.1% (16/17回)
8	大杉 和人 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	1年	100% (13/13回)



候補者
番号

1

すずき じゅんや
鈴木 順也

再任

生年月日———1964年12月8日生

所有する当社株式の数———608,500株

取締役在任期間———18年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況——16/17回(94.1%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年	4月	株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行・銀座支店
1993年	4月	同 法人企画部産業調査室
1995年	3月	慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得
1996年	3月	株式会社第一勧業銀行ロスアンゼルス支店
1998年	3月	当社入社
1999年	6月	同 取締役
2001年	6月	同 常務取締役
2003年	4月	同 常務取締役 産業資材・電子事業本部国際営業本部長
同年	6月	同 専務取締役
2005年	7月	同 取締役副社長
2006年	4月	同 取締役副社長 経営戦略本部長
2007年	6月	同 代表取締役社長(現任)
		現在、最高経営責任者

重要な兼職の状況

一般社団法人京都経済同友会代表幹事／Nissha USA, Inc. Chairman／Nissha Europe GmbH Chairman／
AR Metallizing N.V. Chairman／鈴木興産株式会社代表取締役社長／一般財団法人ニッサ印刷文化振興財団理事長

取締役候補者とした理由

鈴木順也氏は、代表取締役社長 兼 最高経営責任者として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしておりま
す。また、2007年に代表取締役社長に就任以来、経営環境の変化に的確に対応した戦略を実践してきました。現在も第5次中期経営計画にお
いて、強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取
締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者
番号

2

はしもと たか お
橋本 孝夫

再任

生年月日———1948年9月11日生
所有する当社株式の数———19,609株
取締役在任期間———12年(本総会終結時)
2016年度における
取締役会への出席状況——17/17回(100%)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年	4月	当社入社
2004年	4月	同 産業資材・電子事業本部第二製造本部長
2005年	6月	同 取締役
2006年	4月	同 取締役 産業資材・電子事業本部技術開発本部長
2008年	6月	同 取締役常務執行役員
2010年	4月	同 取締役常務執行役員 産業資材・電子事業本部副事業本部長(電子事業担当・技術開発担当)
2012年	4月	同 取締役常務執行役員 コーポレート R&D 部門担当
2013年	4月	同 取締役専務執行役員(現任)
2017年	3月	同 取締役専務執行役員 薬事統括室長(現任)
同年	4月	同 取締役専務執行役員 新製品開発室長(現任)
		現在、最高技術責任者

重要な兼職の状況

エフアイエス株式会社代表取締役

取締役候補者とした理由

橋本孝夫氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員・最高技術責任者および新製品開発室長として、Nisshaグループの新たなコア技術の獲得および技術開発と製品開発および企業買収の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。



候補者
番号

3

にしはら はやと
西原 勇人

再任

生年月日———1953年2月16日生

所有する当社株式の数———3,675株

取締役在任期間———5年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況——17/17回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年	4月	株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行
2002年	1月	同 浜松支店長
2004年	12月	当社入社
2005年	4月	同 管理本部副本部長
2006年	4月	同 経営戦略本部副本部長(人事企画部・経営企画部特命事項担当)
2008年	6月	同 執行役員 管理本部副本部長(財務戦略担当)
2009年	4月	同 執行役員 コーポレート財務本部長
2011年	4月	同 上席執行役員
2012年	6月	同 取締役上席執行役員
2013年	4月	同 取締役常務執行役員
2015年	4月	同 取締役専務執行役員(現任)
現在、最高財務責任者、人事・総務・法務担当		

取締役候補者とした理由

西原勇人氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員・最高財務責任者として、卓越した専門知識でNisshaグループの財務戦略を統括し、事業の成長と業績向上に向けて推進するとともに、連結・グローバル視点から財務、人事、総務、法務の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者
番号

4

辻

よし はる
良治

再任

生年月日———1942年2月19日生

所有する当社株式の数———38,187株

取締役在任期間———30年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況——17/17回(100%)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1965年	3月	当社入社
1987年	6月	同 取締役
1997年	6月	同 常務取締役
2001年	6月	同 専務取締役
2003年	4月	同 専務取締役 産業資材・電子事業本部長
2005年	7月	同 取締役副社長 産業資材・電子事業本部長
2007年	6月	同 代表取締役副社長 産業資材・電子事業本部長
2011年	4月	同 代表取締役副社長 購買・ロジスティクス担当
2012年	4月	同 代表取締役
同年	6月	同 取締役(現任)
現在、社長特命事項担当、東京支社長		

重要な兼職の状況

ニッシャビジネスサービス株式会社代表取締役

取締役候補者とした理由

辻良治氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、当社経営および豊富な事業経験と幅広い見識から、現在、社長特命事項を担当しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。



候補者
番号

5

く ぼ た た み お
久保田 民雄

再 任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日———1947年8月4日生

所有する当社株式の数———4,413株

取締役在任期間———10年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況——17/17回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年	4月	株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行
1979年	6月	米国エール大学経営大学院修士課程修了
2001年	1月	株式会社第一勧業銀行国際審査部長
2002年	4月	東京リース株式会社(現東京センチュリー株式会社)入社
2006年	6月	同 代表取締役専務執行役員
2007年	6月	同 専務執行役員
同年	同月	当社社外取締役(現任)
2008年	6月	高島株式会社社外監査役(常勤)

社外取締役候補者とした理由

久保田民雄氏は、社外取締役として、国際的な知見やこれまでの他社での経営および監査役としての幅広い経験や見識を活かし、企業経営者としての立場から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。同氏は株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ)出身者であり、2002年に同行を退職し10年以上経過しております。そのため今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

3. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。

当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にシてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。

5. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者
番号

6

こ じ ま けん じ
小島 健司

再 任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日———1948年2月5日生

所有する当社株式の数———0株

取締役在任期間———9年(本總會終結時)

2016年度における

取締役会への出席状況——17/17回(100%)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年	4月	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社
1975年	6月	米国ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院修士課程修了
1979年	3月	神戸大学大学院経営学研究科博士課程単位修得
1985年	3月	米国エール大学経営大学院客員研究員
1988年	9月	米国スタンフォード大学工学部客員研究員
1993年	1月	米国ハーバード大学経済学部客員研究員
1999年	5月	神戸大学経済経営研究所教授
2008年	6月	当社社外取締役(現任)
2012年	4月	神戸大学経済経営研究所特命教授(現任)

重要な兼職の状況

神戸大学経済経営研究所特命教授

社外取締役候補者とした理由

小島健司氏は、企業統治、経営戦略の研究者としての深い知見と、神戸大学大学院MBA課程で数多くのビジネスパーソンを育成してきた豊富な経験から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。同氏は、当社社外取締役に就任以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。

当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。

4. 当社は、同氏による当社社員を対象とした一般的な経営戦略の勉強会を実施しており、報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)で定める軽微基準を満たしており、同氏の取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

5. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



候補者
番号

7

の は ら さ わ こ

野原 佐和子

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日———1958年1月16日生

所有する当社株式の数———0株

取締役在任期間———3年(本総会終結時)

2016年度における
取締役会への出席状況——16/17回(94.1%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年	12月	株式会社生活科学研究所入社
1995年	7月	株式会社情報通信総合研究所入社
1998年	7月	同 ECビジネス開発室長
2000年	12月	有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
2001年	12月	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長(現任)
2006年	6月	日本電気株式会社社外取締役
2009年	11月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授(現任)
2012年	6月	株式会社損害保険ジャパン社外監査役
2013年	6月	NKSJホールディングス株式会社(現SOMPOホールディングス株式会社)社外取締役(現任)
2014年	6月	当社社外取締役(現任)
同年	同月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長／慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授／
SOMPOホールディングス株式会社社外取締役／株式会社ゆうちょ銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

野原佐和子氏は、インターネット事業に関する深い知見とこれまでの企業経営および他社取締役・監査役としての幅広い経験や見識を活かし、企業経営者としての立場から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。

当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。

4. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者
番号

8

おおすぎ かずひと
大杉 和人

再任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日———1953年7月31日生

所有する当社株式の数———0株

取締役在任期間———1年(本総会終結時)

2016年度における

取締役会への出席状況——13/13回(100%)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	日本銀行入行
1984年	5月	米国ミシガン大学経営大学院修士課程修了
1986年	11月	BIS(国際決済銀行)エコノミスト
1999年	6月	日本銀行松本支店長
2001年	5月	同 大阪支店副支店長
2003年	5月	産業再生機構RM統括シニアディレクター
2005年	7月	日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長
2006年	5月	同 検査役検査室長
2007年	4月	同 政策委員会室長
2009年	4月	お茶の水女子大学客員教授
2011年	9月	日本銀行監事
2015年	10月	日本通運株式会社警備輸送事業部顧問(現任)
2016年	6月	当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

日本通運株式会社警備輸送事業部顧問

社外取締役候補者とした理由

大杉和人氏は、長年にわたり、日本銀行において培ってきた金融経済全般にわたる高い見識を活かし、独立した立場で、幅広い見地から当社経営全般に的確な助言をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。同氏は、当社社外取締役や他社事業部顧問に就任以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。

当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。

4. 当社は、同氏が事業部顧問を務める日本通運株式会社との間で、物流サービス等の取引関係がありますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)で定める軽微基準を満たしており、同氏の取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。

5. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

日本写真印刷株式会社（以下、「当社」という。）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）または社外役員候補者が、以下に定める項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有しているものと判断する。

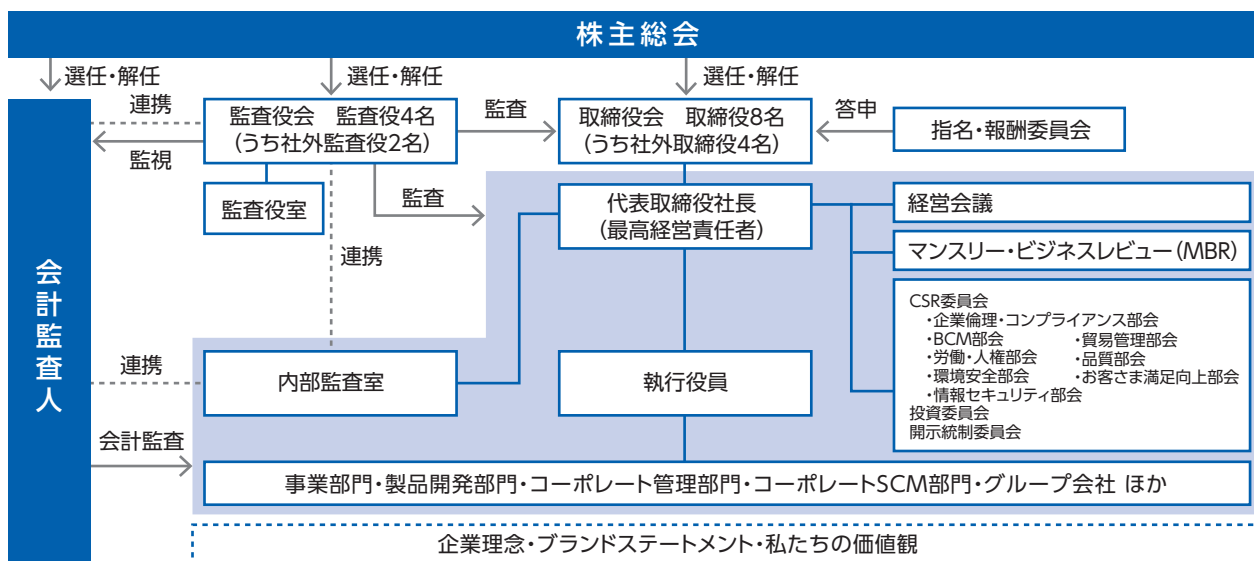
1. 現在および過去において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（*）であった者。加えて社外監査役は、当社グループの業務を行わない取締役であった者。
（*）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。
2. 当社グループを主要な取引先（*）とする者もしくはその業務執行者。または、当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
（*）主要な取引先とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは相手方の年間連結総売上高の2%以上のものをいう。
3. 当社の大株主（*）もしくはその業務執行者。または、当社グループが大株主である会社の業務執行者。
（*）大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を保有する者をいう。
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産（*）を得ている、弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
（*）多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていること。団体の場合は、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いがあることをいう。
5. 当社グループから多額の寄付（*）を受けている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）。
（*）多額の寄付とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度において年間1,000万円以上のものをいう。
6. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任（*）の關係にある会社の業務執行者。
（*）社外役員の相互就任とは、当社グループ出身者（現在を含む直近10年間に於いて業務執行者であった者をいう。）を社外役員として受け入れている会社またはその親会社・子会社から、当社が社外役員を迎え入れることをいう。
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者。
8. 最近3年間に於いて、上記2から7の項目に該当する者。
9. 上記、1から8までのいずれかに該当する者（重要な者（*）に限る。）の配偶者または2親等以内の親族。
（*）重要な者とは、①取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および副事業部長職以上の上級管理職にある使用人、②監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士、③財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち、評議員、理事および監事等の役員ならびに同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
10. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に判断される事情がある者。

1. 基本的な考え方

当社は創業以来、経営者の強いリーダーシップのもと、経営環境の変化に的確に対応した戦略を実践してきました。当社はこのリーダーシップとともにコーポレートガバナンスを強化することにより、迅速かつ果断な意思決定が促進され、同時に経営の透明性、公正性を確保することができると考えています。

このような認識のもと、コーポレートガバナンスを重要な経営課題の一つと位置づけて、その維持・向上に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めています。

コーポレートガバナンス体制図(2017年4月1日現在)



2. 取締役および取締役会

(1) 取締役の選任に関する方針と手続

当社の取締役会は、12名以内の適切な人数で構成し、会社の重要な経営判断と取締役および執行役員の業務執行の監督の役割を果たすため、取締役の選任にその知見・経験・能力のバランス、多様性を考慮しています。

社内取締役は、当社事業に精通し、当社の成長戦略を創出し、業務執行の監督に適切な者を選任しています。社

外取締役は複数名を選任し、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、取締役会が定める「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)を満たす者としています。

また、事業年度ごとの経営責任を明確化するために、取締役の任期は1年としています。

取締役候補者は、上記の方針を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を受けた上で、決定しています。

(2) 取締役会の役割・審議充実の取り組み

① 役割

当社は、代表取締役社長が取締役会議長を務め、毎月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、および経営上の重要事項について取締役会規程その他社内規程に従い意思決定するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しています。

② 審議充実の取り組み

当社の取締役会は、活発かつ実質的に議論を行っています。社外取締役はそれぞれの深い見識からの確な指摘や意見を述べており、社外取締役の選任が経営の透明性の向上と取締役会の監督機能の強化につながっています。

議論の質的向上のため、当社は、取締役会の議案および関係資料は事前に送付し、加えて、社外取締役および監査役には重要議題を中心に事前説明しています。また、議論を尽くすため、中期経営計画や大規模M&Aな

どの重要議題は、決議事項の上程前に1～2回報告事項として審議しています。一方、各議案の重要度に応じて、説明や審議時間を割り当てることで、メリハリのある運営を目指しています。

取締役会のモニタリング機能をさらに向上させるために、大規模M&Aや子会社・合併会社設立などは、取締役会の決議から一定期間経過後には、その状況を取締役会にて報告しています。

取締役会事務局は、多くの取締役および監査役の出席を確保するため、あらかじめ年間の取締役会開催スケジュールを定めて、取締役および監査役に通知しています。

(3) 取締役会の実効性評価

2016年4月より、当社の取締役会は、年1回、前年度の取締役会の構成や運営などについて分析・評価を行うことで、コーポレートガバナンスの実効性を高めるための継続的な改善に取り組んでいます。

2016年度に開催された取締役会については、2017年5月に「取締役会の実効性評価に関するアンケート」お



よび分析・評価を行い、その結果の概要は、2017年6月末に東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示する予定です。

3. 指名・報酬委員会

(1) 目的

当社は、取締役および監査役の選任ならびに取締役の処遇の客観性と公正性を確保し、社外取締役の知見を取り入れるため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。また、同委員会は、社外取締役が委員の過半数を占めかつ委員長を務めています。

(2) 役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて、下記を審議して、取締役会に答申しています。

- ① 取締役および監査役の選任基準
- ② 取締役および監査役候補者案
- ③ 取締役の報酬の基本方針
- ④ 取締役の報酬

(3) 委員の構成(2017年4月1日現在)

- ① 社外委員4名
久保田民雄(社外取締役、委員長)
小島健司(社外取締役)
野原佐和子(社外取締役)
大杉和人(社外取締役)
- ② 社内委員2名
鈴木順也(代表取締役社長)
西原勇人(取締役専務執行役員)



4. 監査役および監査役会

(1) 監査役の選任に関する方針と手続

当社の監査役会は、4名以内の適切な人数で構成しています。

社内監査役は、監査に必要となる豊富な経験を有する者を選任しています。また社外監査役は、法務ならびに財務および会計に関する専門的知見を重視し、弁護士および公認会計士を選任するとともに、会社法に定める社外監査役の要件だけでなく、取締役会が定める「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)を満たす者としています。

監査役候補者は、上記の方針を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を受け、監査役会の同意を得た上で、決定しています。

(2) 監査役および監査役会の役割

監査役および監査役会は、法令および定款、諸規程な

どにより、取締役および執行役員の業務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などにおいて、独立した客観的な立場から適切な判断を行っています。また、社外監査役は、弁護士および公認会計士としての高度な専門性を活かして、当社のコーポレートガバナンス体制の維持・向上に寄与しています。

5. 取締役および監査役の報酬等の決定方針

役員報酬(業務執行を行う取締役および執行役員の報酬)は、企業業績と企業価値の向上に資する体系であることを基本方針としています。その報酬の構成、決定方法は下記のとおりです。

(1) 取締役の報酬等

① 社内取締役

取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬とされています。

基本報酬は、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定し、貢献度や業績の評価に基づき決定しています。

賞与は各事業年度の連結業績(連結売上高、連結売上高営業利益率、担当事業の業績等)をもとにその目標達成度を評価して決定しています。

株式報酬は、株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)制度を導入しています。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じて当社株式を取得した上で、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等を取締役に給付する業績連動型の株式報酬制度です。取締役の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメ

リットのみならず、株価下落リスクも株主のみなさまと共有することにより、中長期的な業績の向上と企業価値の持続的な増大に貢献する意識を高めることを目的にしています。

本制度に基づく給付については、役位ごとに設定された基準ポイント数に、毎年度の連結売上高および連結営業利益に応じた係数を乗じたポイント数を付与します。また、中期経営計画の最終年度には、当社が経営管理指標として採用するROEおよびROIC等の達成度に応じた係数を乗じたポイント数を加算して付与します。中期経営計画の最終年度ごとの一定日に、付与されたポイント数に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

② 社外取締役

社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場であることから業績連動報酬は支給せず、当該社外取締役の経歴等を勘案して決定する基本報酬のみとしています。

③ 決定方法

株主総会で決議した報酬枠の範囲内で客観性と公正性を確保するため、指名・報酬委員会での答申を受けた上で、取締役会が決定しています。

(2) 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、株主総会で決議した報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

添付書類 事業報告

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるグローバル経済情勢を振り返りますと、アメリカでは個人消費の増加や雇用情勢の改善などにより景気の回復が継続しました。欧州ではイギリスのEU離脱問題などに伴い、先行きに不透明感があるものの、景気は緩やかに回復しました。中国をはじめとするアジア新興国の景気は一部で持ち直しの動きがみられました。わが国の経済については、景気は緩やかな回復基調を続けていますが、海外経済の不確実性や為替変動リスクなどによって先行きに不透明感が増しています。

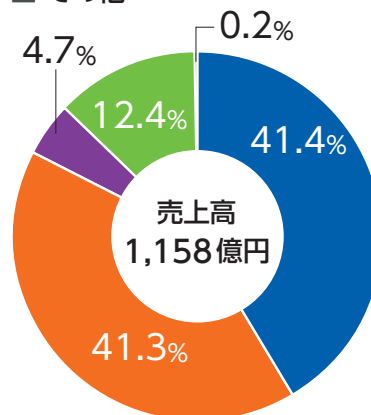
当社グループでは、2015年4月1日から運用を開始した第5次中期経営計画において事業ポートフォリオの組み換えによる成長を志向しており、バランス経営の観点から変化の激しいコンシューマー・エレクトロニクス分野への依存から脱却するとともに、為替変動への耐性を確保するべく海外生産比率を高めるなど、持続的かつ安定的に収益を確保することのできる事業基盤の確立を急いでいます。当期は、前期の蒸着紙分野に続き、自動車の内装部品や医療機器分野での企業買収により、事業領域の拡大に大きな進展がありましたが、為替の変動や既存分野における製品需要の低迷、新規受注に伴う先行費用や買収関連の一時費用の計上などにより、想定を下回りました。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高は1,158億2百万円（前期比3.3%減）、利益面では営業損失は39億4百万円（前期は105億46百万円の営業利益）、経常損失は49億14百万円（前期は92億38百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は74億8百万円（前期は68億96百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別概要

セグメント別連結売上高および構成比

■ 産業資材	479億円
■ デバイス	478億円
■ ライフイノベーション	53億円
■ 情報コミュニケーション	143億円
■ その他	2億円



※「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、造園事業等を含んでいます。

なお、当社グループは、当期においてアメリカの医療機器メーカーGraphic Controls Holdings, Inc.およびそのグループ会社を買収し、連結範囲に含めたことにより、メディカル市場で事業を展開する同社グループを「ライフイノベーション」として新たな報告セグメントとしました。また、従来、報告セグメントの「その他」の区分に含めていましたガスセンサーの生産・販売に係る事業は、規模を一層拡大するための組織変更を行った結果、当期より「デバイス」に変更しています。

そのため、当期の比較・分析は変更後の区分に基づいています。

売上高

1,158億2百万円
前期比 3.3%減

営業利益

△39億4百万円
前期 105億46百万円

経常利益

△49億14百万円
前期 92億38百万円

親会社株主に帰属する 当期純利益

△74億8百万円
前期 68億96百万円

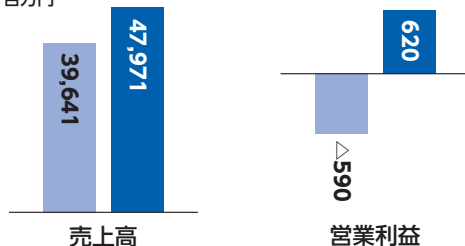


売上高構成比
41.4%

産業資材

■ 2015年度[第97期] ■ 2016年度(当期)[第98期]

単位：百万円



産業資材は、さまざまな素材の表面に付加価値を与える独自技術を有するセグメントです。プラスチックの成形と同時に加飾を行うIMDおよびIMLは、グローバル市場で自動車(内装)、家電製品、スマートフォンなどに広く採用されています。また、金属光沢と印刷適性を兼ね備えた蒸着紙は、飲料品や食品向けのパッケージ資材としてグローバルベースで業界トップのマーケットシェアを有しています。

当期は、主力の自動車(内装)分野の需要は概ね想定どおりに推移しましたが、その他の分野の需要は想定



を下回りました。

その結果、当期の連結売上高は479億71百万円(前期比21.0%増)となり、営業利益は6億20百万円(前期は5億90百万円の営業損失)となりました。

主要な事業内容・製品名

成形同時加飾技術 IMD・IML、蒸着紙、熱転写箔、ガラス転写箔

※IMDは、日本写真印刷株式会社の登録商標です。

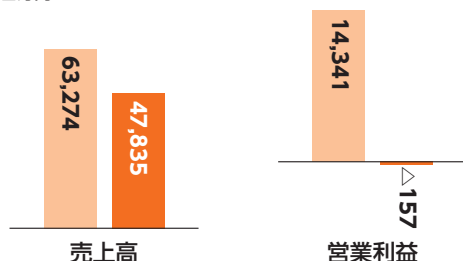
売上高構成比
41.3%



デバイス

■ 2015年度[第97期] ■ 2016年度(当期)[第98期]

単位：百万円



デバイスは、タッチ入力デバイスFineTouchを中心とし、精密で機能性を追求したデバイスを提供するセグメントです。FineTouchはグローバル市場でタブレット端末、携帯ゲーム機、産業用機器、自動車などに採用されています。このほか、空気やガスの状態を検知・特定するガスセンサーなどを提供しています。

当期は、携帯ゲーム機向けの製品需要は堅調に推移しましたが、主力のタブレット端末向けの製品需要は想定を下回りました。また、第3四半期以降は、次期の新規



受注のための開発費用が増加しました。

その結果、当期の連結売上高は478億35百万円(前期比24.4%減)となり、営業損失は1億57百万円(前期は143億41百万円の営業利益)となりました。

主要な事業内容・製品名

タッチ入力デバイスFineTouch(静電容量方式タッチセンサー、抵抗膜方式タッチセンサー)、フォースセンサー、ガスセンサー、無線センサーネットワーク

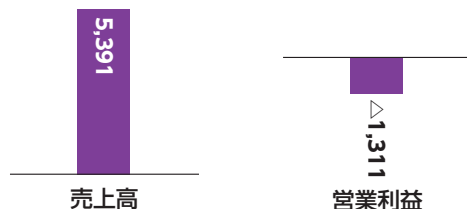
※FineTouchは、日本写真印刷株式会社のタッチセンサーの総称であり、登録商標です。

売上高構成比
4.7%

ライフイノベーション

■ 2016年度(当期) [第98期]

単位：百万円



ライフイノベーションは、アメリカに本拠地を置く医療機器メーカーGraphic Controlsグループを中心に、医療機器やその関連分野において高品質で付加価値の高い製品を提供し、人々の健康で豊かな生活に貢献することを目指す新たなセグメントです。Graphic Controlsグループは、医療機関向けのディスプレイ電極や手術用器具などを主力製品としており、現在は欧米市場において自社ブランド品を生産・販売するとともに、大手医療機器メーカー向けの受託生産を展開しています。

当期は、第3四半期より当社グループへの売上貢献が始まりましたが、買収関連費用の計上などにより利益面



での貢献はありませんでした。

その結果、当期の連結売上高は53億91百万円となり、営業損失は13億11百万円となりました。

なお、当セグメントは、当期よりGraphic Controlsグループを連結範囲に含めたことにより新設した報告セグメントであるため、前期との比較・分析はありません。

主要な事業内容・製品名

患者モニタリング用ディスプレイ電極、
内科・外科用医療機器

※日本国内では生産・販売しておりません(2017年3月31日時点)。

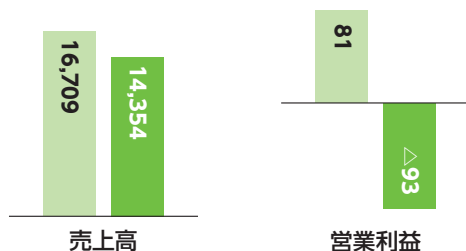
売上高構成比
12.4%



情報コミュニケーション

■ 2015年度[第97期] ■ 2016年度(当期)[第98期]

単位：百万円



情報コミュニケーションは、出版印刷、商業印刷、セールスプロモーション、Webソリューション、デジタルアーカイブなど、さまざまな製品・サービスを提供し、お客さま企業のマーケティング戦略や広告宣伝・販売促進などのコミュニケーション戦略全般をサポートしています。

当期は、主力の商業印刷分野で情報メディアの多様化における印刷物の減少などの影響があり、事業環境は厳しいものとなりました。



その結果、当期の連結売上高は143億54百万円(前期比14.1%減)となり、営業損失は93百万円(前期は81百万円の営業利益)となりました。

主要な事業内容・製品名

出版印刷、商業印刷、セールスプロモーション、Webソリューション、アートソリューション

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

社債および新株発行等による資金調達は行っていません。

② 設備投資の状況

当社グループは、需要の変化に応じて、より効率的な生産体制の構築を目指すとともに、新事業・新製品開発に注力して、次の成長に向けた事業基盤の構築に挑んでいます。

そのため当期は、産業資材の津工場の機能を甲賀

工場に集約し、拡大する需要に応じて津工場をデバイスの生産拠点とする建設を進めており、京都本社にはNisshaテクノロジーセンターKYOTO（仮称）を建設中です。

この結果、設備投資額は産業資材では15億79百万円、デバイスでは85億88百万円、ライフソリューションでは86百万円、情報コミュニケーションでは1億51百万円、その他および全社（研究開発・管理）では18億61百万円、グループ全体では122億67百万円となりました。

主な設備投資の内訳は次のとおりです。

セグメント				主 な 設 備 投 資 の 内 訳	
産	業	資	材	ナイテック工業株式会社津工場の生産設備等の甲賀工場への移設	
デ	ィ	バ	ィ	ス	ナイテック・プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社津工場の建設
その他および全社（研究開発・管理）				NisshaテクノロジーセンターKYOTO（仮称）の建設	

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2013年度 [第95期]	2014年度 [第96期]	2015年度 [第97期]	2016年度 (当期) [第98期]
売上高	110,922	117,328	119,796	115,802
営業利益または営業損失(△)	1,935	8,602	10,546	△3,904
経常利益または経常損失(△)	5,182	12,402	9,238	△4,914
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	3,967	11,234	6,896	△7,408
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	92円46銭	261円80銭	160円72銭	△169円10銭
総資産	106,140	115,430	156,107	182,670
純資産	51,676	66,313	70,096	74,606

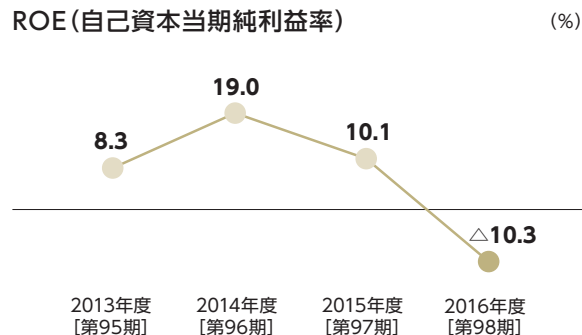
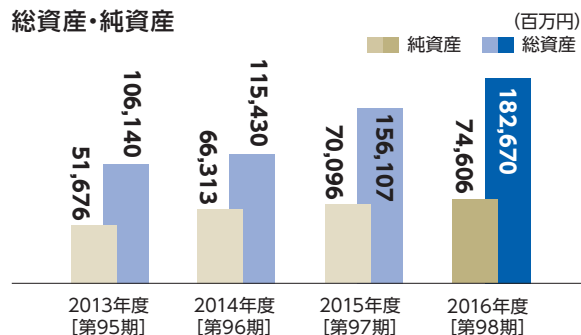
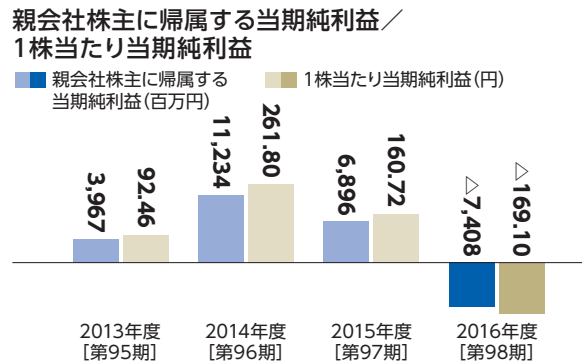
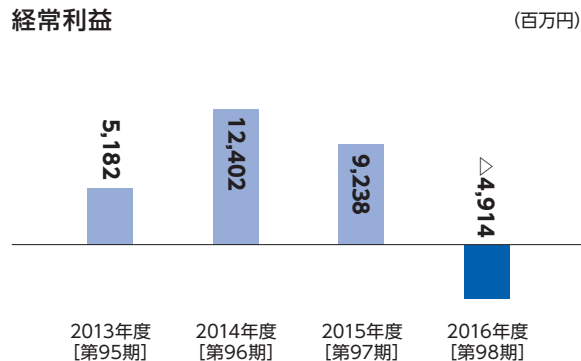
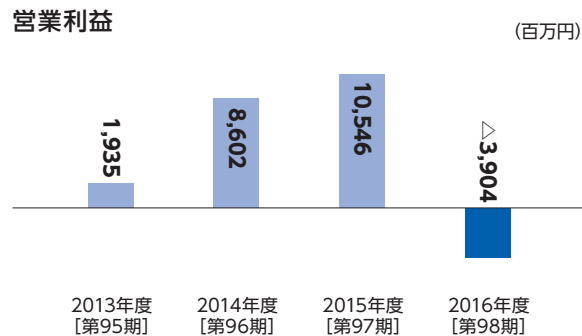
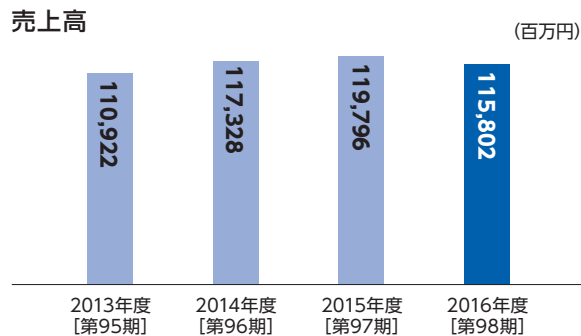
- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(平均自己株式数控除後)により算定しています。
2. 当期より在外連結子会社等の収益および費用の換算方法を変更しています。当該会計方針の変更は遡及適用され、第96期および第97期については遡及適用後の数値を記載しています。
3. 当期より「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めています。

② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2013年度 [第95期]	2014年度 [第96期]	2015年度 [第97期]	2016年度 (当期) [第98期]
売上高	102,088	108,275	88,430	68,993
営業利益または営業損失(△)	71	3,104	309	△1,315
経常利益または経常損失(△)	4,856	9,523	△29	△692
当期純利益または当期純損失(△)	3,542	8,667	△1,453	△1,807
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	82円54銭	201円98銭	△33円88銭	△41円24銭
総資産	96,233	101,911	117,191	133,174
純資産	46,455	57,376	53,152	61,207

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(平均自己株式数控除後)により算定しています。
2. 当期より「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純損失(△)の算定上、期中平均発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めています。



(注) 本グラフは、企業集団の状況の推移を示しています。

(4) 対処すべき課題

次期のグローバル経済情勢については、緩やかな景気の回復が続くことが期待されています。ただし、アメリカの政策動向やイギリスのEU離脱問題などに伴う先行きの不透明感には引き続き留意が必要です。わが国の経済についても、景気は緩やかな回復基調が続く見込みですが、海外経済や為替の動向には留意する必要があります。

次期は2015年4月1日にスタートした第5次中期経営計画の最終年度となります。当社グループは、中期ビジョンに掲げる「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを目指します。

主力のデバイス事業においては大型の新規受注が量産フェーズに移行し、全社の業績を牽引することが期待されます。一方、産業資材事業においては自動車や蒸着紙の分野の売上高が着実に拡大する見込みであるほか、ライフイノベーション事業ではGraphic Controlsグループの連結が通期で業績寄与するなど、事業ポートフォリオの組み換えによる成長は、第5次中期経営計画の想定どおりに進展する見通しです。

このように、当社の事業領域は印刷の枠組みを超えて大きく進化・拡大を続けていることから、2017年6月16日に開催される第98期定時株主総会で株主のみなさまにご承認いただくことを前提に、当社は2017年10月6日付で社名を日本写真印刷株式会社からNISSHA株式会社に変更する予定です。

また、第5次中期経営計画のM&A戦略によって海

外連結子会社が増加し、その重要性が高まっていることから、グループ企業が一体となった経営を推進するとともに、業績等の情報を適時・適切に開示することにより、経営の透明性および質の向上を図ることが重要となっています。このため、上記の株主総会で株主のみなさまにご承認いただくことを前提に、当社は決算期を3月31日から12月31日に変更し、グローバルベースで決算期を統一する予定です。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申し上げます。

(5) 企業集団の主要拠点等 (2017年3月31日現在)

① 主要な営業所および工場

当 社	本社	京都市
	支社	東京 (東京都品川区)
子会社	ナイテック工業株式会社	本社・工場 (滋賀県甲賀市)
	ナイテック・プレシジョン・アンド・テクノロジー株式会社	本社・工場 (兵庫県姫路市)、加賀工場 (石川県加賀市)、京都工場 (京都市)、津工場 (三重県津市)
	エフアイエス株式会社	本社・工場 (兵庫県伊丹市)
	日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社	本社 (京都市)、東京支社 (東京都品川区)、大阪支社 (大阪市)
	ナイテック印刷株式会社	本社・工場 (京都市)、八千代工場 (千葉県八千代市)
	ニッサビジネスサービス株式会社	本社 (京都市)
	Nissha USA, Inc.	本社 (アメリカ)
	Eimo Technologies, Inc.	本社・工場 (アメリカ)
	Si-Cal Technologies, Inc.	本社・工場 (アメリカ)
	PMX Technologies, S.A. de C.V.	本社・工場 (メキシコ)
	Nissha Medical International, Inc.	本社 (アメリカ)
	Graphic Controls Holdings, Inc.	本社 (アメリカ)
	Graphic Controls Acquisition Corp.	本社 (アメリカ)
	Graphic Controls Ltd.	本社・工場 (イギリス)
	Nissha Europe GmbH	本社 (ドイツ)
	Schuster Kunststofftechnik GmbH	本社・工場 (ドイツ)
	Back Stickers GmbH	本社・工場 (ドイツ)
	AR Metallizing N.V.	本社・工場 (ベルギー)
	Málaga Produtos Metalizados Ltda.	本社・工場 (ブラジル)
	ニッサコリア株式會社	本社 (韓国)
	日写 (深圳) 商貿有限公司	本社 (中国)
	日写 (昆山) 精密模具有限公司	本社・工場 (中国)
	広州日写精密塑料有限公司	本社・工場 (中国)
	台灣日寫股份有限公司	本社 (台湾)
	Nissha Industrial and Trading Malaysia Sdn. Bhd.	本社 (マレーシア)
	Southern Nissha Sdn. Bhd.	本社・工場 (マレーシア)
	Nissha Flooring Industries Sdn. Bhd.	本社 (マレーシア)
	Nissha Vietnam Co., Ltd.	本社 (ベトナム)

- (注) 1. 2016年8月2日付で、Nissha Medical International, Inc.を設立しました。
 2. 2016年9月2日付で、当社は、当社の連結子会社であるNissha Medical International, Inc.を通じて、持株会社であるGraphic Controls Holdings, Inc.の株式を取得し、同社ならびにその傘下にある医療機器メーカーのGraphic Controls Acquisition Corp.およびそのグループ会社を子会社化しました。
 3. 2016年9月16日付で、Nissha Luxembourg Holdings SARLは清算終了しました。
 4. 2016年10月1日付で、ナイトック工業株式会社は本店所在地を移転し、本社・工場が滋賀県甲賀市となりました。
 5. 2016年10月1日付で、ナイトック・プレジジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社は津工場（三重県津市）を生産拠点とし、姫路、加賀、京都、津の4工場体制となりました。
 6. 2016年10月31日付で、当社は、当社の連結子会社であるNissha Europe GmbHを通じて、欧州で主に自動車内装向けプラスチック成形品の生産・販売を手がけるSchuster Kunststofftechnik GmbHおよび加飾フィルムの生産・販売を手がけるBack Stickers GmbHの株式を取得し、Schuster Kunststofftechnik GmbHならびにBack Stickers GmbHおよびそのグループ会社を子会社化しました。
 7. 2016年12月8日付で、Nissha Industrial and Trading Malaysia Sdn. Bhd.は、マレーシアの建材メーカーであるScanwolf Plastic Industries Sdn. Bhd.との間で意匠付きビニル床タイルの生産を手がける合併会社Nissha Flooring Industries Sdn. Bhd.を設立しました。
 8. 2016年12月16日付で、ナイトック・プレジジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社は、Nissha Vietnam Co., Ltd.を設立しました。

② 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
産 業 資 材	2,269名	118名増
デ ィ バ イ ス	1,255名	137名増
ラ イ フ イ ノ ベ ー シ ョ ン	967名	—
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	272名	34名減
その他および全社（研究開発・管理）	370名	89名減
合 計	5,133名	1,099名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。
 2. ライフイノベーションは、当期よりGraphic Controlsグループを連結範囲に含めたことにより新設した報告セグメントであるため、前期との比較はありません。
 3. 従業員数の増加は、主としてGraphic Controlsグループが当社の連結子会社となったことによるものです。

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性 619名	9名増	41.5歳	13.9年
女 性 183名	3名増	35.4歳	10.2年
合計または平均 802名	12名増	40.1歳	13.0年

- (注) 従業員数は就業人員です。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2017年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ナイトック工業株式会社	百万円 12	100%	加飾フィルムの生産
ナイトック・プレジジョン・アンド・テクノロジー株式会社	百万円 20	100%	タッチ入力デバイスの生産
日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社	百万円 100	90%	出版印刷・商業印刷などの製品・サービスの企画・開発・生産・販売
Eimo Technologies, Inc.	米ドル 0	100%※	プラスチック射出成形品の生産・販売
Graphic Controls Acquisition Corp.	米ドル 0	97.1%※	医療機器・医療用消耗品などの生産・販売
PMX Technologies, S.A. de C.V.	百万メキシコペソ 96	100%※	プラスチック成形加工品の生産・販売
AR Metallizing N.V.	千ユーロ 9,000	100%	蒸着紙の生産・販売
日写(昆山)精密模具有限公司	千米ドル 9,000	100%	当社製品の生産・販売

(注) 1. ※は間接所有の比率です。

2. 重要な子会社は、資本金、純資産、売上高等の基準により選択しています。

3. Eimo Technologies, Inc.の「資本金」欄には、従来、設立出資および増資による払込資本の総額としてAdditional paid-in capitalの額を含めた金額を記載していましたが、他の子会社と同様の表示とするため、当期より資本金(Common stock)の額を記載しています。なお、Eimo Technologies, Inc.のCommon stockとAdditional paid-in capitalを合計した払込資本の総額は、15,000千米ドルです。

4. 2016年9月2日付で、当社の連結子会社であるNissha Medical International, Inc.がGraphic Controls Holdings, Inc.の株式を取得したことに伴い、その傘下にあるGraphic Controls Acquisition Corp.は、当社の連結子会社となりました。なお、Graphic Controls Acquisition Corp.のCommon stockとAdditional paid-in capitalを合計した払込資本の総額は、29,400千米ドルです。

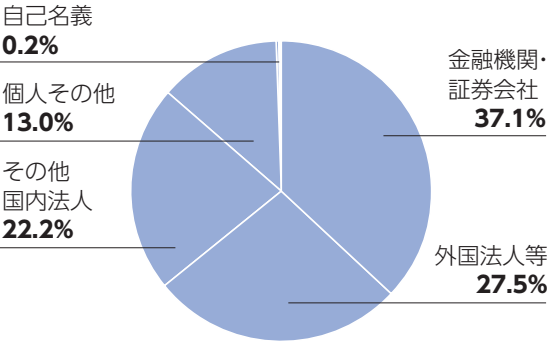
(7) 主要な借入先および借入額 (2017年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	10,000百万円
株式会社京都銀行	5,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,000百万円

2. 株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 46,822,153 株
(うち自己株式 108,902 株)
- (3) 株主数 6,798 名

所有者別株式分布状況



(4) 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,792	5.97
鈴木興産株式会社	2,563	5.48
明治安田生命保険相互会社	2,341	5.01
株式会社みずほ銀行	2,076	4.44
株式会社京都銀行	1,442	3.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,253	2.68
ニッシャ共栄会	1,037	2.22
DIC株式会社	905	1.93
王子ホールディングス株式会社	894	1.91
MSCO CUSTOMER SECURITIES	885	1.89

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入し、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (以下、「信託E口」という) が当社株式71千株を取得しています。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。
3. 上記株式会社みずほ銀行の所有株式は、同行が退職給付信託の信託財産として拠出しているものです (株主名簿上の名義は、みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社です)。
4. ニッシャ共栄会は、当社の取引先持株会です。
5. 上記DIC株式会社の所有株式は、同社が退職給付信託の信託財産として拠出しているものです (株主名簿上の名義は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口) です)。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当期末に当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2017年3月31日現在)

2016年2月18日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要

発行日	2016年3月7日(ロンドン時間)
新株予約権の数	2,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。転換価額は、当初、2,209円とする。
新株予約権の行使期間	2016年3月21日(同日を含む。)から2021年2月22日(同日を含む。)の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権付社債の残高	11,760百万円

4. 会社役員に関する事項(2017年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 順 也	最高経営責任者	一般社団法人京都経済同友会代表幹事 Nissha USA, Inc. Chairman Nissha Europe GmbH Chairman AR Metallizing N.V. Chairman 鈴木興産株式会社代表取締役社長 一般財団法人ニッサ印刷文化振興財団理事長
取 締 役	橋 本 孝 夫	専務執行役員 最高技術責任者 薬事統括室長	エフアイエス株式会社代表取締役
取 締 役	西 原 勇 人	専務執行役員 最高財務責任者 人事・総務・法務担当	
取 締 役	辻 良 治	社長特命事項担当 東京支社長	ニッサビジネスサービス株式会社代表取締役
取 締 役	久 保 田 民 雄		
取 締 役	小 島 健 司		神戸大学経済経営研究所特命教授
取 締 役	野 原 佐 和 子		株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
取 締 役	大 杉 和 人		日本通運株式会社警備輸送事業部顧問
常 勤 監 査 役	小 西 均		
常 勤 監 査 役	野 中 康 朗		
監 査 役	桃 尾 重 明		桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー
監 査 役	中 野 雄 介		中野公認会計士事務所長 清友監査法人代表社員 株式会社フジックス社外監査役 株式会社エスケエレクトロニクス社外監査役 フタバウェディング株式会社社外監査役

(注) 1. 取締役久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役桃尾重明、中野雄介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役桃尾重明氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中野雄介氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役小島健司氏による、当社社員を対象に一般的な経営戦略の勉強会を実施し、当社は報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)で定める軽微基準を満たしております。

6. 取締役大杉和人氏が事業部顧問を務める日本通運株式会社との間で、当社は物流サービス等の取引関係がありますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)で定める軽微基準を満たしております。
7. 監査役桃尾重明氏が所属する桃尾・松尾・難波法律事務所より、当社は必要に応じて法律上のアドバイスを受け、報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(23頁)で定める軽微基準を満たしております。
8. その他社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。
9. 当期中の取締役・監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 2016年6月17日開催の第97期定時株主総会において、大杉和人氏が当社取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
 - (2) 2016年6月29日付で監査役中野雄介氏はワタベウェディング株式会社社外監査役に就任いたしました。
 - (3) 2017年3月1日付で取締役橋本孝夫氏は当社薬事統括室長に就任いたしました。
10. 2017年4月1日付で取締役の担当および重要な兼職の状況は次のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	橋 本 孝 夫	専務執行役員 最高技術責任者 新製品開発室長 薬事統括室長	エフアイエス株式会社代表取締役

11. 当社ではコーポレートガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を導入しております。2017年4月1日付で17名(取締役兼務者2名を含む)が執行役員に就任しております。
12. 当社は、取締役久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の各氏および監査役桃尾重明、中野雄介の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	8名	275百万円(うち社外4名 27百万円)
監 査 役	4名	43百万円(うち社外2名 14百万円)
合 計	12名	318百万円(うち社外6名 41百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額は、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会におきまして年額430百万円以内(うち社外取締役40百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等の総額は、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会におきまして年額60百万円以内(うち社外監査役20百万円以内)と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および当社子会社の一部の取締役に對する業績連動型の株式報酬制度として、取締役(社外取締役を除く)4名に対して当期に計上した役員株式給付引当金繰入額40百万円が含まれております。本制度にかかる取締役の報酬等の総額は、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会におきまして、上記1に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	久 保 田 民 雄	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、国際的な知見やこれまでの他社での経営および監査役としての幅広い経験から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
	小 島 健 司	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、企業統治、経営戦略の研究者としての深い学識から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
	野 原 佐 和 子	当期開催の取締役会17回中16回に出席し、これまでの企業経営および他社取締役・監査役としての幅広い経験から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
	大 杉 和 人	取締役就任後に開催された取締役会13回すべてに出席し、金融経済全般についての高い見識から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
社 外 監 査 役	桃 尾 重 明	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から指摘を行うとともに、意見を述べております。
	中 野 雄 介	当期開催の取締役会17回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から指摘を行うとともに、意見を述べております。

② 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役全員および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 社外役員が子会社から受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および報酬額の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンサルティング業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

上記体制の整備についての取締役会決議の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社およびその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社は、企業理念および私たちの価値観に基づき、グローバル視点で法・社会倫理を順守することを目的とした企業倫理・コンプライアンス指針および行動マニュアルを策定する。
- (ii) 当社は、企業倫理・コンプライアンス規程に基づき、企業倫理・コンプライアンス部会を設置し、法令・定款および社会規範を順守するように監視ならびに啓蒙活動を行う。また、当社グループの各部門に推進責任者・推進担当者を任命して企業倫理・コンプライアンス推進体制を構築する。当社グループの使用人が直接に情報提供できる内部通報窓口を設置、運用するとともに、通報者の保護を図る。
- (iii) 当社は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。

また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役の指名および取締役の処遇の客観性と公正性を確保する。

- (iv) 代表取締役社長直轄の内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況を分析・評価し、その改善を提言し充実させる。
- (v) 当社は、反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力対応規程に従って、反社会的勢力と一切の関係をもち、不当要求に対して毅然とした対応をとるとともに、当社グループにおいてその徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等取締役の職務執行に係る情報は、法令および情報管理についての社内規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
- (ii) 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を審議する開示統制委員会を設置し、当社グループに関する重要情報を適時適切に開示する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社は、リスクマネジメント基本方針を定め、リスク管理に係る当社グループの取り組み姿勢を明確にする。
- (ii) 代表取締役社長を委員長とするCSR委員会のもとに、企業倫理・コンプライアンス、BCM、労働・人権、環境安全、情報セキュリティ、貿易管理、品質、お客さま満足向上の全社横断的な部会を組織し、経営上の損失リスクに対処する。
- (iii) 各部会や主管担当部門は管理方針や規程等を定め、リスクの分析・評価・対策を決定し日常的な監視活動を行うとともに、レビューした結果をCSR委員会に報告する。
- (iv) CSR委員会は主なリスクについて定期的にその内容をまとめてマネジメントレビューするとともに、取締役会に報告する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会が担うべき戦略策定・経営監視機能と執行役員が担うべき業務執行機能との機能分化を図る。
- (ii) 当社取締役会は中期経営計画を承認し、取締役・使用人はその戦略・業績計画に基づいて業務を遂行する。
- (iii) 代表取締役社長は、執行役員に対し業務執行状況の報告を求め、その業務執行が計画どおりに進捗しているか否かを月次の会議(MBR: マンスリー・ビジネスレビュー)にて確認する。

- (iv) 執行役員の業務執行状況および組織が担う戦略の実行アイテムをITを活用して共有し、経営の効率化を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、関係会社管理規程を制定し、当社グループ各社の管理の基本方針を定める。また、当社グループ各社の重要な業務執行については、稟議規程において当社の承認や報告が必要な事項を定め、その業務遂行を管理する。
- (ii) 当社は、当社グループ各社に取締役および監査役を派遣し、その業務執行の適正性を確保する。
- (iii) 当社コーポレート部門は、当社グループ各社における業務の適正な実施を管理するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- (iv) グループ監査役会を定期的に開催し、各監査役間の情報交換を行うとともに、当社グループ各社における監査の充実・強化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (i) 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。
- (ii) 監査役室は監査役会に所属し、取締役から独立した組織とする。また、監査役室の使用人の人事に関する事項については監査役会と協議し同意を得る。

⑦ 当社グループの取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役・使用人は、監査役会に対して、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実、リスク管理の状況、内部監査の実施結果、内部通報の状況と通報等の内容を速やかに報告する。当社監査役は必要に応じて当社グループの取締役・使用人に対して報告を求める。また、報告者は当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 代表取締役、各取締役等と監査役会は、定期的な意見交換会を行う。また監査役は、会計監査人や内部

監査部門、コーポレート部門とも定期的な会合を設定し、緊密な連携を図る。

- (ii) 監査役は、取締役会に加えて重要会議にも出席し、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他の重要な書類を閲覧する。
- (iii) 公認会計士・弁護士等の財務および会計、または法務に関する相当程度の知見を有する者を含む社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。
- (iv) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を負担し、法令に基づく費用の前払の請求があった場合、確認後速やかに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、企業理念および私たちの価値観に基づき、企業倫理・コンプライアンス指針および行動マニュアルを策定しています。企業倫理・コンプライアンス部会が中心となり、社内イントラネット等を通じた学習や、必要なテーマについて随時研修を行い、グローバルに役員・使用人へ周知徹底を図っています。

また、企業倫理・コンプライアンスに関する問題に適切に対処するため、当社グループの使用人が直接に情報提供できる内部通報窓口を社内外に設置、運用し、そ

の通報内容は適時適切に企業倫理・コンプライアンス部会および監査役会に報告しています。

② リスク管理に関する取り組み

当社は、2015年度よりCSR委員会を設置し、企業倫理・コンプライアンス、BCM、労働・人権、環境安全、情報セキュリティ、貿易管理、品質、お客さま満足向上の全社横断的な部会を組織しています。同委員会は年1回開催され、各部会から当社グループのリスク分析・評価・対策について報告を受けています。

CSR委員会は、主なリスクについては四半期ごとにマンスリー・ビジネスレビュー (MBR) で報告し、年1回その内容をまとめてマネジメントレビューするとともに、取締役会に報告しています。

③ 取締役の職務執行の適正性および効率性の向上に関する取り組み

当社取締役会は、取締役会規程に基づき、定例取締役会を月1回、臨時の取締役会を必要に応じて開催し、法令または定款に定めた事項や重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け、監督を行っています。

また、取締役会の監督機能の維持・強化、監査役会の監査の客観性と実効性の確保のため、必要な経験と知識を有した社外取締役と社外監査役を複数名選任しています。

④ 当社グループの業務の適正性に関する取り組み

当社は、関係会社管理規程および稟議規程に基づき、当社グループ各社から定期的な報告を受けると

ともに、重要な業務執行については承認を行っています。当社が当社グループ各社に派遣した取締役および監査役は、当該グループ会社の重要な会議への出席や情報の閲覧等を通して、業務執行状況を把握しています。

また、当社内部監査部門は当社グループ各社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しています。

⑤ 監査役監査の実効性確保に関する取り組み

当社監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠した監査方針および監査計画に従い、取締役会その他重要会議への出席とともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧しています。

また、主要な事業所・当社グループ各社への往査、代表取締役や各取締役・事業部長との定期的な意見交換会、および会計監査人・内部監査部門・コーポレート部門との定期的な会合を行い、緊密な連携を図っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

上記方針についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりです。

① 基本方針の内容

上場会社・公開会社である当社の株式は、自由な取

引が認められており、当社は、会社の支配権の移転を伴うような大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為に応じるか否かの判断は、最終的には、株主のみなさまのご意思に基づき行われるべきもので

あると考えております。従いまして、大規模な株式の買付提案であっても、当社グループの企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社では、企業価値や株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業理念を礎とし、未来志向型企業として常に価値ある製品・サービスを提供することを通じて社会に貢献することが必要不可欠であると考えております。具体的には、グローバルベースで成長市場を捕捉し、他社にはできないものづくりを通じて当社ならではの付加価値の高い製品・サービスを提供し続けること、そして絶え間ない研究開発・技術開発によってこれまで培ってきた印刷技術の概念を打ち破ることが、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような基本的な考え方を十分に理解し、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を中・長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような基本的な考え方を十分に理解せず、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資さない不適切な当社株式の大規模な買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社はそれを抑止するための取り組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、1929年に京都の地で創業して高級美術印刷を志向し、高品位な印刷技術によって「高級美術印刷の日写」と呼ばれる確固たるブランドを築きました。一方、1960年代以降、当社は紙への印刷だけではいずれ成長に限界が来るとの危機感から「水と空気以外には何にでも印刷する」という強い決意で事業領域の拡大に取り組み、現在の産業資材事業・デバイス事業を誕生させました。そして1990年代の後半以降、コンシューマー・エレクトロニクスに関連する産業がグローバルベースで高い成長を遂げる中、当社はこの分野に経営資源を集中し、事業規模の拡大を実現しました。しかし、2008年の世界的な金融危機(リーマンショック)以降、コンシューマー・エレクトロニクスの分野では、製品需要の急激な変動や製品・サービスの低価格化が常態化するようになりました。

2015年度から運用が開始された第5次中期経営計画において、当社は「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを中期ビジョンに掲げ、コンシューマー・エレクトロニクス業界への過度な依存を是正し、バランスの取れた事業・製品ポートフォリオを再構築する、「組み換え」の戦略に着手しています。また、当社では、中期経営計画の進捗を捕捉するための経営管理指標として、ROEおよびROICを採用し、第5次中期経営計画ではROE10%以上、ROIC8%以上を目

標としています。

前述のとおり、当社は創業以来、経営者の強いリーダーシップのもと、経営環境の変化に的確に対応した戦略を実践してきました。当社はこのリーダーシップとともにコーポレートガバナンスを強化することにより、迅速かつ果断な意思決定が促進され、同時に経営の透明性、公正性を確保することができると考えており、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と認識しています。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が担うべき戦略策定および経営監視機能と、執行役員が担うべき業務執行機能との分化を図っています。また、取締役会のダイバーシティを推進し、現在の取締役会は、独立性の高い社外取締役4名を含む取締役8名（社外取締役比率50%、女性比率12.5%）で構成されています。社外取締役は他社での企業経営の経験や、コーポレートガバナンス、経営戦略、事業戦略、IT、金融経済全般に関する高い見識などから有益な指摘、意見を述べており、取締役会の議論は活性化しています。また、2015年10月には、当社はコーポレートガバナンス基本方針を制定しました。当社はその基本方針に基づき、社外取締役が過半数を占めかつ委員長を務める指名・報酬委員会を設置し、社外取締役の知見を活用することで役員の選任や報酬に関して客観性と公正性の確保を図るとともに、取締役会の実効性の評価を年1回実施し、取締役会の機能のさらなる向上に努めています。

当社は、以上の取り組みを継続して実行すること

によって、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を実現できるものと考えています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益のより一層の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部改定（以下、「本プラン」といいます。）を決議し、2016年6月17日開催の第97期定時株主総会において株主のみなさまにご承認いただきました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為（以下、「買付等」といいます。）を行うまたは行うことを提案する者（以下、「買付者等」といいます。）が現れた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために買付者等との交渉を行うこと等を可能とすることを目的とし、その実現のために必要な手続を定めています。買付者等が本プランにおいて定められた手続

に従うことなく買付等を行う場合、または、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合は、一定の対抗措置を実施することがあります。

(ご参考)

本プランの詳細につきましては、以下のインターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

http://www.nissha.com/news/2016/05/ersrhs00000045mb-att/disclosure20160512_2.pdf

④ 上記の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるための施策であり、その結果が株主および投資家のみなさまによる当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等は困難になるものと考えられます。

上記③の取り組みは、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるための手続を定めるものです。また、本プランにおいては、(i)株主総会において株主のみなさまのご承認を得て導入されたものであることに加え、一定の場合には対抗措置の実施または不実施につき株主のみなさまのご意思を確認する仕組みが設けられていること、(ii)株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも本プランを廃する

ことができること、(iii)当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定を行うものとしていること、(iv)本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること等が定められております。

従いまして、上記②および③の取り組みは、いずれも、基本方針に沿うものであり、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであり、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	78,179
現金および預金	22,204
受取手形および売掛金	28,284
有価証券	33
商品および製品	6,207
仕掛品	5,115
原材料および貯蔵品	4,605
繰延税金資産	1,620
未収消費税等	2,594
その他	7,744
貸倒引当金	△230
固定資産	104,491
有形固定資産	50,852
建物および構築物	26,699
機械装置および運搬具	12,314
工具器具および備品	2,470
土地	6,076
リース資産	1,815
建設仮勘定	1,475
無形固定資産	38,505
商標権	3,857
ソフトウェア	814
のれん	23,854
技術資産	2,226
顧客関係資産	6,763
その他	988
投資その他の資産	15,133
投資有価証券	14,147
繰延税金資産	430
その他	1,018
貸倒引当金	△462
資産合計	182,670

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	65,711
支払手形および買掛金	24,872
短期借入金	20,294
1年内返済予定の長期借入金	1,448
リース債務	268
未払費用	5,263
未払法人税等	484
賞与引当金	1,578
役員賞与引当金	60
役員株式給付引当金	101
その他	11,337
固定負債	42,352
社債	11,760
長期借入金	13,078
リース債務	1,760
繰延税金負債	10,019
退職給付に係る負債	4,356
その他	1,377
負債合計	108,064
純資産の部	
株主資本	63,709
資本金	7,664
資本剰余金	11,052
利益剰余金	45,334
自己株式	△341
その他の包括利益累計額	10,671
その他有価証券評価差額金	7,779
為替換算調整勘定	2,560
退職給付に係る調整累計額	331
非支配株主持分	225
純資産合計	74,606
負債・純資産合計	182,670

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		115,802
売上原価		98,885
売上総利益		16,916
販売費および一般管理費		20,820
営業損失		3,904
営業外収益		
受取利息および配当金	199	
その他	260	459
営業外費用		
支払利息	470	
持分法による投資損失	25	
為替差損	656	
その他	318	1,470
経常損失		4,914
特別利益		
固定資産売却益	118	
退職給付制度改定益	30	
国庫補助金	140	289
特別損失		
固定資産除売却損	437	
投資有価証券評価損	588	
減損損失	249	
補助金返還損	229	1,505
税金等調整前当期純損失		6,130
法人税、住民税および事業税	1,160	
法人税等調整額	138	1,299
当期純損失		7,430
非支配株主に帰属する当期純損失		21
親会社株主に帰属する当期純損失		7,408

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	53,250
現金および預金	13,714
受取手形	319
売掛金	17,491
有価証券	33
短期貸付金	7,971
商品および製品	2,042
仕掛品	747
原材料および貯蔵品	25
前払費用	295
繰延税金資産	922
未収入金	2,238
未収消費税等	1,418
その他	6,143
貸倒引当金	△112
固定資産	79,924
有形固定資産	21,218
建物	12,238
構築物	329
機械装置	126
車両運搬具	5
工具器具および備品	1,510
土地	5,943
リース資産	7
建設仮勘定	1,057
無形固定資産	1,077
ソフトウェア	675
その他	401
投資その他の資産	57,628
投資有価証券	13,393
関係会社株式	33,617
その他の関係会社有価証券	134
関係会社出資金	3,622
長期貸付金	9,142
破産更生債権等	224
その他	257
貸倒引当金	△2,763
資産合計	133,174

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	53,256
支払手形	3,746
買掛金	18,395
短期借入金	20,020
未払費用	1,882
未払法人税等	32
賞与引当金	598
役員賞与引当金	60
役員株式給付引当金	95
その他	8,424
固定負債	18,710
社債	11,760
繰延税金負債	3,835
退職給付引当金	2,511
その他	603
負債合計	71,967
純資産の部	
株主資本	53,542
資本金	7,664
資本剰余金	11,025
資本準備金	9,095
その他資本剰余金	1,930
利益剰余金	35,194
利益準備金	1,230
その他利益剰余金	33,964
別途積立金	28,766
繰越利益剰余金	5,198
自己株式	△341
評価・換算差額等	7,665
その他有価証券評価差額金	7,665
純資産合計	61,207
負債・純資産合計	133,174

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		68,993
売上原価		59,316
売上総利益		9,676
販売費および一般管理費		10,992
営業損失		1,315
営業外収益		
受取利息および配当金	905	
固定資産賃貸料	1,352	
その他	117	2,375
営業外費用		
支払利息	75	
固定資産賃貸費用	750	
為替差損	891	
その他	35	1,752
経常損失		692
特別利益		
関係会社株式売却益	76	
退職給付制度改定益	19	
関係会社貸倒引当金戻入額	1,433	1,529
特別損失		
固定資産除売却損	176	
投資有価証券評価損	588	
関係会社株式評価損	401	
減損損失	23	1,190
税引前当期純損失		353
法人税、住民税および事業税	72	
法人税等調整額	1,381	1,453
当期純損失		1,807

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月10日

日本写真印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 山 聡 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本写真印刷株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本写真印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月10日

日本写真印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 辻 内 章 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本写真印刷株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、
るほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月11日

日本写真印刷株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 小 西 均 ㊟

常 勤 監 査 役 野 中 康 朗 ㊟

社 外 監 査 役 桃 尾 重 明 ㊟

社 外 監 査 役 中 野 雄 介 ㊟

以 上

〔メモ欄〕

[illegible]

〔メモ欄〕

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図



※駐車スペースに限りがございますので、できるだけ、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

会場

京都市中京区壬生花井町3番地
当本社 講堂
電話 075-823-5110

交通機関

・市バスご利用の方

四条中新道下車 徒歩1分(約50m)
JR京都駅D3乗り場より
市バス26・28系統乗車
JR二条駅より市バス69系統乗車

・阪急ご利用の方

阪急大宮駅(西改札口)より
四条通を西へ徒歩約10分(約600m)
阪急西院駅(北改札口・南改札口)より
四条通を東へ徒歩約10分(約600m)

・タクシーご利用の方

(ご参考) JR京都駅より約20分
JR二条駅より約6分

